

神戸市工事請負契約約款第24条第6項（単品スライド条項）に基づく運用の変更について

1. 運用変更点の概要

<これまでの運用>

- ・工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（請負人が提出）と「購入した月の物価資料による単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。

<新たな運用>

- ①購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料による単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- ②鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

2. 神戸市工事請負契約約款第24条第6項（単品スライド条項）の運用について

・・・別紙1のとおり

3. 神戸市工事請負契約約款第24条第6項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）について

・・・別紙2のとおり

4. 神戸市工事請負契約約款第24条第6項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）様式集

・・・別添のとおり

【スライド額算定に関すること】

建設局技術管理課 TEL：595－6035

【契約手続きに関すること】

行財政局契約監理課 TEL：322－5147